

東京都市計画区域内における都市計画公園・緑地に関する
都市計画法第53条第1項の許可の取扱いについて

許可取扱基準

都市計画法第53条第1項の規定による許可については、当該建築物が次に掲げる各要件に該当するときは、許可することができる。

1. 市街地開発事業等の支障にならないものであると認められること。
2. 建築物の構造が、次に掲げる要件に該当し、かつ容易に移転し又は除却することができるものであること。
 - (1) 階数が3以下であり、かつ地階を有しないこと。
 - (2) 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が鉄骨造、木造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※ 本基準は、令和2年10月1日から施行する。